

◎新潟県告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 妙照寺佐和田線
- 2 供用開始の区間
佐渡市東大通字清水1294番4から同市中原字堀田646番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月18日